

消費税 5%・インボイス廃止を街頭で強く訴え

4・1 消費税反対街頭行動

1989年4月1日に消費税法が施行されて36年になります。この日、消費税をなくす長岡各界連絡会（長岡各界連）では、市役所・市議会の入る複合施設アオーレ長岡前で、消費税に反対し、まず税率5%への引き下げ、そしてインボイス廃止を訴える街頭宣伝を参加者13名で行いました。

毎月の街頭行動でも行っている「消費税を10%のままにするか5%に下げるべきか」のシール投票では、貼った人全てが「5%に下げるべき」に投票。またチラシを受け取る人は数名でしたが、通る人の多くが「消費税10%撤回！」の横断幕や「緊急に5%に！インボイス中止！」等のプラカードを見ながら通り過ぎて行きました。

消費税は、国民皆がそのデメリットを自覚し声を大きくして政治を動かさないと下がりません。だから私達は絶えず周りに訴えかける必要があります。あらゆる機会をとらえて国民の声を大きくしていきます。

毎週水曜午後・木曜の配達集金や毎月24日頃の屋街頭行動の際は事務所が留守になります。電話不通の場合は申し訳ありませんがおかけ直してください。また相談等は必ず事前に電話を戴き、時間を約束しておいで下さい。



重要

労働保険年度更新のお知らせ

長岡民商に労働保険事務を委託している事業所の皆様には先日、労働保険料（労災・雇用保険）の確定・更新の為の関係書類を郵送しましたので、書類作成の上、その書類と月ごとの賃金（建設業の場合は元請工事の金額や期間）等の資料をお持ちの上、長岡民商事務所にお越しください。

◎長岡民商事務所

4月11日（金） 上記いずれも、

4月14日（月） 午前9時半から12時及び

4月15日（火） 午後1時半から4時半まで

今回も「事前予約制」としますので、事務局（33-5948）に連絡の上予約日時においでください。

◎小国支部（片桐支部長宅）

4月18日（金） 午後1時半から4時半まで

※特に事前に確認いただきたい点

①雇用保険の取得・喪失

雇用保険適用事業所には、昨年4月1日から今年3月31日の間に入職・退職・在籍している方の一覧「雇用保険被保険者名簿」を同封しましたので、実態と合っているか必ずご確認ください。

②労災保険特別加入の有無

役員就任や引退などによる労災特別加入者の変更について連絡を忘れている方がおられます。加入者名・月数をご確認ください。

これらについて、お送りした資料と実態が違っている場合は、保険料の年度更新に反映させるだけでなく早急にハローワークや監督署に届け出る必要がありますので、年度更新で来所された際に詳しくお聞かせください。よろしく願います。

令和7年度長岡市一般住宅リフォーム補助金

民商事務所にも申請用紙あります。市内の業者の方はぜひ活用しましょう。

住宅の要件

平成26年12月31日以前建築の家

補助額

屋根・外壁・内装・水まわり等の工事に

申請方法

つき、工事費の1/5、5万円を上限

申請書および添付書類を窓口（長岡市

都市政策課へ5月12日以降の消印で

郵送提出、消印日を基に先着順で交付決定

注意！ 5月11日以前の消印は無効になります

申請期間 令和6年5月12日～11月28日